

川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月4日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 43 号

川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年川西市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後				
付 則 1～3 (略)	付 則 1～3 (略) (栄花団地駐車場使用料の特例) 4 令和8年6月30日以前に現に栄花団地駐車場の使用許可を受けている者に係る令和8年7月1日から令和13年6月30日までの当該駐車場の使用料の額は、第53条の規定にかかわらず次の表の左欄に掲げる期間に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。 <table border="1" data-bbox="831 1886 1385 2004"><thead><tr><th>期間</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和8年7月1日か</td><td>7,600円</td></tr></tbody></table>	期間	使用料	令和8年7月1日か	7,600円
期間	使用料				
令和8年7月1日か	7,600円				

別表第2（第49条、第53条関係） （別紙1）	ら令和9年6月30日まで	
	令和9年7月1日から令和10年6月30日まで	8,300円
	令和10年7月1日から令和11年6月30日まで	9,000円
	令和11年7月1日から令和12年6月30日まで	9,600円
	令和12年7月1日から令和13年6月30日まで	10,300円
別表第2（第49条、第53条関係） （別紙1）	別表第2（第49条、第53条関係） （別紙1）	

付 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(別紙1)

(改正前)

別表第2 (第49条、第53条関係)

駐車場名	位置	駐車区画	使用料
加茂桃源団地駐車場	加茂4丁目8番	101	10,000円
栄花団地駐車場	栄町7番6号	2	7,000円
出在家団地駐車場	出在家町13番32号	7	8,000円
滝山団地駐車場	滝山町20番2号	28	7,000円
花屋敷団地A棟駐車場	花屋敷1丁目12番3号	48	12,000円

(別紙1)

(改正後)

別表第2 (第49条、第53条関係)

駐車場名	位置	駐車区画	使用料
加茂桃源団地駐車場	加茂4丁目8番	101	10,000円
栄花団地駐車場	栄町7番6号	13	11,000円
出在家団地駐車場	出在家町13番32号	7	8,000円
滝山団地駐車場	滝山町20番2号	28	7,000円
花屋敷団地A棟駐車場	花屋敷1丁目12番3号	48	12,000円